

という言葉がタイトル入りするような勢いだ。今度のイベントは自身と労協ながのに

とつても「革命」にしたい。

## 研究所たより 研究所たより

いささか旧聞となりますが、さる11月17日から22日まで、韓国・自活後見機関京畿支部の訪問団19人が日本労協連を視察に訪れました。連合会国際担当の玄幡さんと共に私が受け入れの担当となり、準備し、東京・埼玉・神奈川を中心とした労協の清掃、緑化、地域福祉などの各現場を案内しました。

韓国では97年の経済危機のIMF救済以降、臨時・日雇い労働者が増えることによって生計の不安定な階層が拡大しており、それを放置する場合将来的に生計保護対象者が増える恐れがあることから、低所得者を対象とする施策を行ってきており、2000年10月には「国民基礎生活保障法」を制定し、就業可否、年齢に拘わらず最低の生計費に満たない全ての世帯を対象にし、生計費の不足分を支給することとなっています。特にその第16条において低所得者層の自活を促進する支援組織として「自活後見機関」を設置することにより、国や自治体からの援助ができるようになり、今回の訪問団からいただいた資料によると、すでに全国201ヶ所の自活後見機関があり、15ヶ所の支部に943の自活事業団に約8300名が参加しているそうです。

低所得者層が「自活共同体」を立ち上げ、事業を行う場合は、行政や自活支援機関を通じ 1.自活のため事業資金融資 2.国・公有地優先賃貸 3.国又は地方自治体の実

施する事業の優先委託 4.国又は地方自治体の調達購買時共同体生産品の優先購買 5.その他受給者の自活促進のための各種事業などの支援を受けることができるということで、「自活」を「共同体」として行う施策が法制化されている点で、日本の貧困層支援の現状より、一歩進んでいる印象を受けます。

ただし、やはり自活後見機関での自立に向けた訓練や援助の期間(2年)が終わっても実際にはなかなか厳しい市場競争の中に踏み出して事業を行うようにはならない(全体の1割程度)そうです。京畿支部の人たちの悩みもそこにあり、清掃やホームヘルパーなど同じような事業を展開している日本の労働者協同組合に学びたいという強い意欲を感じました。

訪問団はほとんど30代を中心とした事務局スタッフ層で、初日の全体オリエンテーションだけでは足りず、別途、見学終了後の夜間に、より踏み込んだ質疑の時間を設けるなど非常に真面目で熱心な人たちでした。80年代の学生運動や労働運動を経てこの活動に入ってきた人も多く、毎日の見学の後にミーティングで討議をしたり、何かを決める際も必ず議論をするという運動的なスタイルを感じました。韓国労協連とも関係が深いということで、ぜひ一度訪問したいと思っています。(菊地 謙)